

Today's Headline 今日のヘッドライン

“ジュネーブから今を見る”

梅澤 利文
ストラテジスト



ブレグジットで取り残された問題に解決の兆しか

英国のスナク首相とフォンデアライエン欧州委員長はロンドン郊外のウィンザーで会談し、英領北アイルランドの通商ルールを巡る問題の解決策で合意したことを発表しました。スナク首相は今回の「ウィンザー枠組み」について「決定的な突破口を開いた」とし、英領北アイルランドと、EU加盟国であるアイルランドの問題解消に期待を示しています。

■ ブレグジットに後に残された懸案の1つに解決の兆し

英国政府と欧州連合(EU)は2023年2月27日、英国のEU離脱(ブレグジット)に伴い生じた際に結んだ英領北アイルランドに関する取り決めについて、物流に関するルールを見直すことで合意しました。この問題により、英国がEUを離脱した後も英国とEUの間で関税ゼロの貿易が一部停止になるといった懸念が残されていました。合意案は今後、英議会で採決される必要があります。

北アイルランドとアイルランドは、イギリスとEUが唯一、国境を接している地域です。歴史的にアイルランドは英国から独立を選んだ一方で、北アイルランドは英国にとどまったという経緯があります(図表1参照)。ブレグジット前は英国もEUの関税同盟や単一市場であったため、物流の問題は意識されていませんでした。しかしブレグジットにより、国境問題が再びクローズアップされていました。

図表1:アイルランドと北アイルランドの歴史上の主な出来事

年	主な出来事
1801年	グレートブリテン及びアイルランド連合王国成立
1922年	(現在のアイルランドが)英連邦内の自治領となる、北部6県(現在の北アイルランド)は英国領に残る
1998年	ベルファスト合意
1999年	アイルランドユーロを導入

出所:外務省、各種報道等を参考にピクテ・ジャパン作成

■ 北アイルランド問題は歴史的な背景もあり、慎重な対応が求められる

今回の北アイルランド国境問題には歴史的な経緯が見逃せません。北アイルランドとアイルランドに分かれたのは、カトリックが多数派を占める(現在の)アイルランドに対し、プロテスタントが多数派であったアイルランド島の北部6県が英国に残り(現在の)北アイルランドとなりました。ただし、北アイルランドにおける多数派のプロテスタント(英国との統一を主張、ユニオニスト)と、少数派のカトリック(アイルランドへの合併を主張、ナショナリスト)との間で、英国や、アイルランドを巻き込んで激しい対立が繰り返された時期もありました。

しかし、英国とアイルランドの間で和平合意となる

図表2:ブレグジット前後の北アイルランド問題の動き

年	主な出来事
2018年	EUが、北アイルランドが関税同盟に残ることを提案
2019年	北アイルランド議定書により、英国は関税同盟や単一市場から離脱、北アイルランドはこれらに一部残る
2020年	1月に英国が正式にEU離脱、12月末移行期間終了
2022年	9月EU強硬派のジョンソン首相退任
2022年	10月、先月就任したEU強硬派のトラス首相退任
2022年	10月、親EU派のスナク首相就任
2023年	1月、北アイルランドと英国間の貿易データへのEUのアクセスで暫定合意
2023年	4月10日、ベルファスト合意25周年記念

出所:各種報道等を参考にピクテ・ジャパン作成

データ・分析等は過去の実績や将来の予測に基づくものであり、運用成果や市場環境等を示唆・保証するものではありません。

ベルファスト合意が結ばれました。この合意で大切なのは、北アイルランドとアイルランドの間に物理的な国境を設けないことでした。国境が再び設けられれば、北アイルランドを巡って緊張が高まることも懸念されます。

もっとも、ブレグジットの前のように英国、アイルランドがともに関税同盟と、単一市場の枠組みであれば、物流について国境問題は生じませんでした。

ところが、英国がEUを離脱することになり、EUがアイルランドと英国(北アイルランド)の物流に所定の手続きを求めたことから、国境がないと規制をすり抜けてしまうことをEUは懸念しました。一方で、国境を設けることは和平合意を反故にすることとなり、不可能と考えられています。

■ 英国とEUの関係は親EU路線のスナク政権誕生で変わりつつあるようだ

英国がEUを離脱する前から、この問題の解決策が模索されていました(図表2参照)。例えば、EUが18年に示したアイデアはブレグジット後も北アイルランドがEUと同じ関税同盟に残留するという提案でした。北アイルランドをEUに残して英国を分断するような提案は英国が強く否定しました。

ところが、EUからの離脱を優先させるEU強硬派のジョンソン首相(当時)は19年の離脱協定において、英国はEUの関税同盟からも単一市場からも離脱する一方で、北アイルランドだけはこれらに部分的に留まることにより、アイルランドとの間の国境を開放しておくことでEUと合意しました(北アイルランド議定書)。当然ながら、英国との統一を主張するユニオニストから猛反発が起こりました。また、EUとの物流で手続きが煩雑になるなどの問題にも直面し、関係がぎくしゃくしました。

しかし、風向きが変わり始めたのは昨年10月に親EU路線のスナク政権の発足です。例えば、今年1月には北アイルランドと英国間の貿易データへEUがアクセスすることを認めることで暫定合意してい

ます。政治的な取り決めゆえ、詳細は分かりませんが、英国とEUの関係改善がうかがえます。

このような経緯を踏まえ、今回、英国とEUは先の北アイルランド議定書の文言を変更することで合意しました。これまで、北アイルランド議定書に基づけば、北アイルランドの企業が英国本土の企業から商品を購入すれば、EUが定めた規則に基づいて取引をする必要があるため、追加のコストが必要でした。これが物流を滞らせていました。

しかし、今回の合意により、英国本土から北アイルランドへの商品を輸送する場合、最終目的地が北アイルランドの場合は通関上の手続きをほぼ廃止するという内容で、大幅に手間が省けることが期待されます。なお北アイルランドにとどまらず、アイルランド向けの商品の場合、英EU間の貿易に求められる手続きを行う必要があるようです。

今回の合意案は英国議会の北アイルランドの親英派や自ら率いる与党・保守党のEU懐疑派に了解を取り付けなければならず、仕事は残されています。また他にも課題は残ることから、スナク首相も今回の合意案を「新たな章の始まり」と呼んでおり、終わりでない点には注意が必要です。

市場の評価は直後にポンド高で反応したものの、上昇の勢いはやや後退しています。英国経済に占める北アイルランドとの取引規模は小さく、直接的な押し上げ効果は限定的と思われます。もっとも、親EU政権の誕生でぎくしゃくしていた英国とEUの関係が改善するようであれば、さらなるプラス効果も期待されるだけに、期待と不安のなか、今後の展開を見守ることとなりそうです。

ピクテ・ジャパンの投資信託をご購入する際の留意事項

1. 投資信託に係るリスクについて

- (1) 投資信託は、値動きのある有価証券等(外貨建資産に投資する場合は、為替変動リスクもあります)に投資いたしますので、基準価額は変動します。したがって、投資者の皆様が投資元本が保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。
- (2) また、投資信託は、個別の投資信託毎に投資対象資産の種類や投資制限、取引市場、投資対象国等が異なることから、リスクの内容や性質が異なりますので、ご投資にあたっては目論見書や契約締結前交付書面をよくご覧ください。

2. 投資信託に係る費用について (2023年1月末日現在)

ご投資いただくお客様には以下の費用をご負担いただきます。

- (1) お申込時に直接ご負担いただく費用: 申込手数料 上限3.85%(税込)
 ※申込手数料上限は販売会社により異なります。
 ※投資信託によっては、追加設定時信託財産留保額(上限0.6%)をご負担いただく場合があります。
- (2) ご解約時に直接ご負担いただく費用: 信託財産留保額 上限0.6%
- (3) 投資信託の保有期間中に間接的にご負担いただく費用: 信託報酬 上限年率2.09%(税込)
 ※ファンド・オブ・ファンズの場合、ここでは投資対象ファンドの信託報酬を含む実質的な負担を信託報酬とします。
 ※別途成功報酬がかかる場合があります。
- (4) その他費用・手数料等: 監査費用を含む信託事務に要する諸費用、組入有価証券の売買委託手数料等、外国における資産の保管等に要する費用等は、信託財産から支払われます(これらの費用等は運用状況等により変動するため、事前に料率・上限額等を記載することはできません)。
 ファンド・オブ・ファンズの場合、投資先ファンドにおいて、信託財産に課される税金、弁護士への報酬、監査費用、有価証券等の売買に係る手数料等の費用が当該投資先ファンドの信託財産から支払われることがあります。詳しくは、目論見書、契約締結前交付書面等でご確認ください。

当該費用の合計額については、投資者の皆様がファンドを保有される期間等に応じて異なりますので、表示することができません。

《ご注意》

上記に記載しているリスクや費用項目につきましては、一般的な投資信託を想定しております。費用の料率につきましては、ピクテ・ジャパン株式会社が運用するすべての投資信託のうち、徴収する各費用における最高の料率を記載しています。投資信託に係るリスクや費用は、各投資信託により異なりますので、ご投資される際には、事前によく目論見書や契約締結前交付書面をご覧ください。

当資料をご利用にあたっての注意事項等

■当資料はピクテ・ジャパン株式会社が作成した資料であり、特定の商品の勧誘や売買の推奨等を目的としたものではなく、また特定の銘柄および市場の推奨やその価格動向を示唆するものでもありません。■運用による損益は、すべて投資者の皆様へ帰属します。■当資料に記載された過去の実績は、将来の運用成果等を示唆あるいは保証するものではありません。■当資料は信頼できると考えられる情報に基づき作成されていますが、その正確性、完全性、使用目的への適合性を保証するものではありません。■当資料中に示された情報等は、作成日現在のものであり、事前の連絡なしに変更されることがあります。■投資信託は預金等ではなく、元本および利回りの保証はありません。■投資信託は、預金や保険契約と異なり、預金保険機構・保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。■登録金融機関でご購入いただいた投資信託は、投資者保護基金の対象とはなりません。■当資料に掲載されているいかなる情報も、法務、会計、税務、経営、投資その他に係る助言を構成するものではありません。

ピクテ・ジャパン株式会社

金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第380号

加入協会: 一般社団法人投資信託協会 一般社団法人日本投資顧問業協会 日本証券業協会